

インド知的財産ニュースレター

第 2016-3 号
2016 年 5 月 9 日

意匠権侵害—公知である様々な要素の組合せ

発行者

株式会社サンガムIP

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-17-17

アイオス永田町 415

www.sangamip.jp

免責事項

本ニュースレターは、インドの知的財産に関する情報を届けることを目的としており、個別の法律問題について回答やアドバイスするものではありません。仮に本ニュースレターに記載されている内容そのものまたはその誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても筆者または筆者が属する会社や事務者は一切責任を負いません。

意匠権侵害—公知である様々な要素の組合せ

バパット・ヴィニット¹

クレヨンの特殊な意匠に関する意匠権及び著作権侵害訴訟²において、ムンバイ高裁は、原告に対して仮差止命令を下した。製品には次の四つの要素がある；三角形、消せる、削れる、滑りにくい。これらの内どの要素の独占性に対しても原告からの主張はなかったが、特定の方法と表現の中でそれら全ての要素の組合せが単なる機能面以上のものであった点が主張された。全体的に美的で新規性があり、ユニークであると主張された。

実にひどいパッシングオフの訴訟だが、全て公知のもの（三角形、突起、削れる面、消せる性質、トレイの中の配置、装飾等）を取り入れたに過ぎず、被告の努力の結果、偶然原告製品と酷似してしまったという被告の答弁を、裁判所は却下した。被告のクレヨンの突起と原告の突起は、機能的であるだけだという被告の主張は、却下された。握り易さの機能性は、対になる平行的な配置により、特定の範囲の延長上だけにある突起によるものだという定義にはならないという判断である。さらに、被告の製品にある突起は、原告の製品にある突起よりもいくらか四角いという主張は、些細な違いであるとされた。

¹ 株式会社サンガム IP、東京・日本、インド国登録特許弁理士

² [Faber-Castell Aktiengesellschaft v. Cello Pens Pvt. Ltd. –Notice of Motion (L) No.1824 of 2015 in Suit (L) No. 696 of 2015, decided on 2/3-9-2015]